

堀川納屋橋地区河川敷地利用占用主体

《募集要項》

平成 23 年 12 月

堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会

1. はじめに

1610 年の名古屋城築城と時を合せて開削された堀川では、名古屋市を代表する河川にふさわしい水辺空間と河川沿いのまちづくりと一体となった整備をすすめるため、平成元年 3 月に堀川総合整備構想が策定されています。その中で、納屋橋地区は、遊歩道や親水広場等の河川敷地を有効に活用し、河川敷地に隣接する建物等との調和を図ることにより、より一層うるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりをすすめるエリアと定められています。

河川敷地は流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水被害を除却・軽減させるためのものであり、原則としてここでの物販行為やイベント実施等は禁止されていますが、平成 16 年 3 月 23 日付け国土交通省事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」によって、これらの行為を社会実験として実施することが可能となりました。

これを受け、納屋橋地区の河川敷地を有効に活用し、賑わい創出や魅力あるまちづくりをすすめていくために、平成 17 年 2 月に堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会（以下、「本協議会」という。）が結成され、同年 3 月より財団法人名古屋市建設事業サービス財団が河川敷地占用許可を受け、オープンカフェやイベント実施を可能とする社会実験を実施してきました。

7 年間の社会実験を通して、継続的にオープンカフェが実施されるようになり、イベント回数の増加と共に、舟運との連携や開放感ある河川空間を活かしたイベント等、内容に工夫を凝らしたのも実施されるようになり、納屋橋地区が堀川の賑わい創出の場として定着してきています。（参考資料①「**社会実験の概要**」、②「**社会実験期間中の実績**」参照）

こうした中、平成 23 年 3 月、河川敷地占用許可準則の改正（参考資料③「**河川敷地占用許可準則の一部改正について**」参照）が施行されたことにより、これまでの社会実験での取り組みを本格的に事業として実施することとなりました。

本格実施の内容を検討している本協議会では、社会実験での取り組み以上に、納屋橋地区の新たな賑わい創出と魅力を発信する機会として本事業を考えており、地域の団体と共にこの実施主体となる公益法人を公募するものです。

2. 公募の目的

納屋橋地区では、水辺空間を利用した賑わい創出と魅力あるまちづくりの推進のために、社会実験に取り組んできました。当地区は、名古屋の商業地の中心地域にあり、また、名古屋駅と栄を結ぶ中間に位置しているだけでなく、船着場（ピア納屋橋）からの船等を利用して上下流の沿川地域にもつながる、名古屋のまちのクロスポイントにあります。社会実験でのオープンカフェやイベント等の取り組みは、まだ、工夫次第で発展できるものであり、これまで以上に、水辺空間と河川沿いのまちとが一体となった賑わい創出や魅力向上・発信が必要だと考えています。

今回、河川敷地の利活用を本格的にすすめるにあたり、地域のまちづくりと一体となって魅力を発信し、より多くの人々が堀川に訪れ、時を過ごし、堀川に愛着を持つ機会を提供すべきと考えています。そのために実行すべき河川敷地の利活用方策や事業 P R 方法、地域の関係団体等との連携方法のアイデアを募るものです。

一方で、河川敷地は治水のための重要な空間でもあり、利活用をすすめる上で守らなければならないルールがあります。一般の人には難解とも思える関係法令等を理解した上で、利活用をすすめ

なければなりません。これらの主旨に賛同し、個人・団体の利益追求だけでなく、公共の利益を追求しつつ、賑わい創出と地域の魅力向上に取り組むことのできる団体の参画を求めています。

3. 対象区間

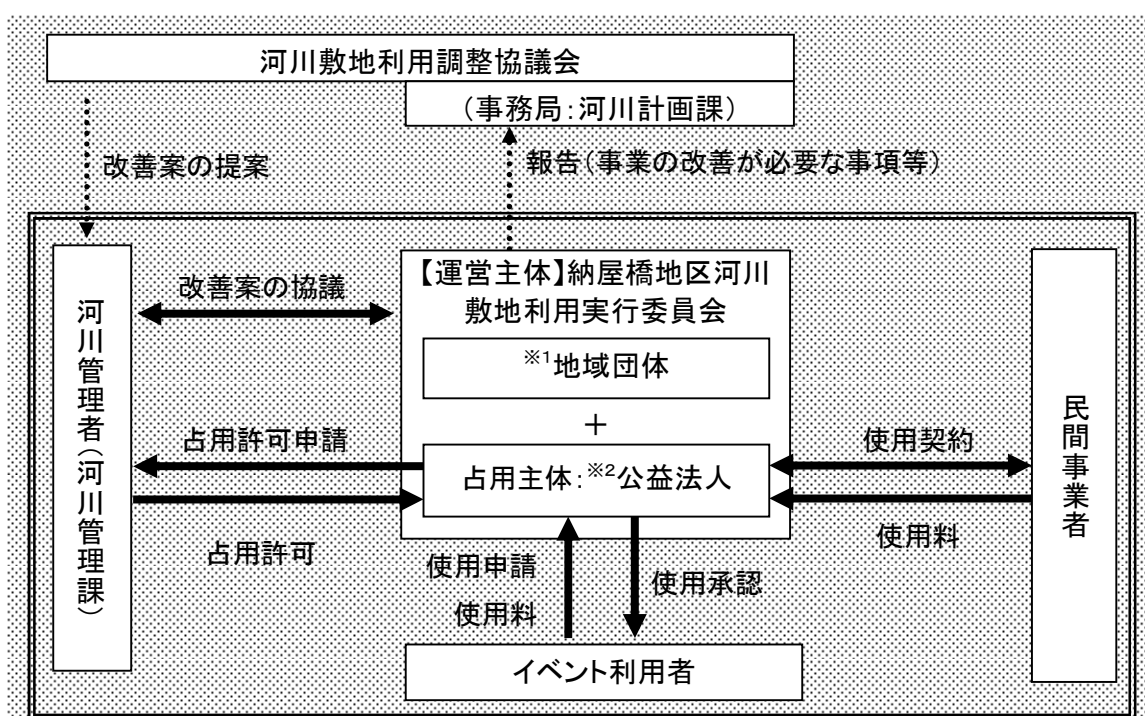
名古屋市が河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定予定である、堀川錦橋～天王崎橋とします。（参考資料④「都市・地域再生等利用区域指定予定図等」参照）

4. 対象期間

本業務の対象期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

5. 業務体制

河川敷地占用許可準則に基づく堀川納屋橋地区の都市・地域再生等占用主体（以下、「占用主体」という）の役割を果たしつつ、堀川納屋橋地区の地域団体等と共に納屋橋地区河川敷地利用実行委員会（以下、「実行委員会」という）を形成し、別に示す業務に取り組むもの。



※1 地域団体とは、H17 年から実施していた社会実験時の堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会構成員の地域関係団体をいい、以下 7 団体のことをいう。

納屋橋銀座発展会、広小路中央商店街振興組合、広小路西通一丁目商店街振興組合、栄学区区政協力委員会、御園学区区政協力委員会、新明学区区政協力委員会、六反学区区政協力委員会

※2 公益法人とは、今回公募によって選定する都市・地域再生等占用主体及び運営主体事務局の役割を担う者をいう。

6. 業務内容

占用主体の役割を果たしつつ、運営主体となる実行委員会の事務局として、以下業務を実施するものとする。業務の中で、今回の公募の提案内容を行うことによって、納屋橋地区の賑わい創出や魅力向上に資するものとする。

（１）納屋橋地区河川敷地利用実行委員会の運営

本業務は、都市・地域再生等占用主体となる公益法人と、納屋橋地区の地域団体が構成される実行委員会を運営主体として実施するものです。これは河川敷地の利活用を推進する運営主体として地域団体が関わることで、周辺のまちづくりと一体的な河川敷地利用の可能性が広がり、将来的には、地域主体の魅力あるまちづくりへ発展していくことを期待するものです。

今回公募によって選定する公益法人は、これらの主旨を理解した上で、運営主体事務局として実行委員会を運営して下さい。実行委員会の開催形式は問いません。構成員である地元団体と連携し、意見を積極的に吸収し、本事業をより効果的に実施するようにして下さい。

（２）河川敷地の利活用に関する業務

① 事業のPR

堀川や納屋橋地区の魅力をPRすると共に、納屋橋地区の賑わいづくりや魅力向上に資するイベントや修景美化実施や誘致、オープンカフェ事業の勧誘等、本事業を広報PRすること。また、対象区間で開催されるイベント等の広報PRを行うこと。

② 使用契約事務手続き

納屋橋地区での河川敷地使用方法、使用料金、審査基準等をチラシやウェブサイト等で分かりやすく案内し、事業者からの相談、申請受付、使用契約の締結、使用料の徴収、支出管理等を行う。なお、使用契約の種別は以下２種類とする。契約条件等は社会実験時と同様のもの（参考資料⑤「堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書等」、⑥「堀川納屋橋地区河川区域使用要項等」参照）を想定しているが、平成24年3月末までに本協議会で決定した内容で実施すること。

〈長期契約〉 主に区域内の地先事業者によるパラソル、テーブル、イス、物販用ワゴン等移動可能な施設でのオープンカフェ使用

利用区域：遊歩道（自店舗前面の間口範囲内）

※河川巡視、一般通行の妨げとならないよう、最低2m以上の通路を確保

期 間：1年毎に更新

使用料：8円／日・㎡相当額

〈短期契約〉 地域や堀川関係団体等による賑わいづくりのためのイベント実施、花やイルミネーション等による修景美化等の実施

利用区域：遊歩道、広場 *ただし長期契約使用区域を除く

期 間：原則1週間以内、修景美化については相当期間

使用料：8円／日・㎡相当額

条件等：使用用途及び用途別に主催者、利用可能時間等を定める予定。（社会実験時同様）

（３）納屋橋地区のにぎわい創出業務

民間事業者及びイベント利用者から徴収した使用料は、納屋橋地域の賑わい創出や地域活性化を目的とした、維持管理もしくは良好な河川空間の保全、創出のために地域に還元することとしており、その方策を企画し、実行委員会に諮った上で実施する。

なお、平成 17 年からの社会実験では、占用区域でのイルミネーション、剪定・除草、落書き消し等に使用している。（参考資料⑦「**使用料の使途について**」参照）

また、これ以外に、堀川納屋橋地区の賑わい創出や魅力向上のために、公募の企画提案書によって提案した取り組みを実施する。

（４）その他業務

① 事業報告

事業の実施状況（使用契約実績、使用料の地域への還元方策、実行委員会の実施状況、収支等）及び本事業の改善が必要な事項等について、毎年度、名古屋市（河川計画課）へ報告する。

② 河川占用申請事務

河川敷地を排他的独占的に使用するためには河川占用の許可申請が必要となるため、堀川の河川管理者である名古屋市長あて、河川法第24条に基づく土地の占用許可の申請、工作物の設置を行う場合は河川法第26条に基づく工作物設置許可申請（参考資料⑧「**河川占用申請事務**」参照）を行うことになります。対象期間内における変更手続き等は公益法人で行って下さい。

また、河川敷地を占用すると愛知県流水占用料等徴収条例に基づき、愛知県が占用料を徴収します（参考資料⑨「**愛知県流水占用料等徴収条例**」参照）が、都市・地域再生等占用主体が公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第2条第3号に規定する公益法人であり同条第4号に規定する公益目的事業を行う場合には、占用料が免除されることになっています。

③ 清掃管理等

区域内の遊歩道、広場の利用状況等を常に把握するため、以下の業務を行って下さい。

現地巡視：イベント実施の前後、イベント実施等がない期間は週に 1 回程度

清掃管理：オープンカフェやイベント実施等によるゴミの散乱等がないようにする。

④ 損害賠償等保険への加入

事業運営にあたっては、利用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入して下さい。

なお、保険加入後、保険証書（写し）を名古屋市（河川計画課）あて提出して下さい。

7. 業務実施における条件等

本業務は、河川法ほか関連する法令・条例等を遵守し、名古屋市長から受けた河川占用許可を前提に実施して下さい。その他の条件は以下のとおりです。

(1) 占用施設

本業務において、占用許可を受けることができる施設は次のとおりとします。

《占用施設》 テーブル、椅子、パラソル、ワゴン等イベント実施に必要な工作物等

審査基準は社会実験時と同様のもの(参考資料⑤「堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書等」、⑥「堀川納屋橋地区河川区域使用要項等」参照)を想定しているが、平成 24 年 3 月末までに本協議会で決定した内容で実施すること。占用主体として、審査基準の変更を希望する場合は、実行委員会に諮った上で、名古屋市(河川計画課)と協議し、自らの責任と費用負担により変更することができます。

(2) 使用料

民官事業者やイベント利用者との使用契約に伴う使用料は、公益法人が徴収し、その収入は、納屋橋地域の維持管理もしくは良好な河川空間の保全、創出のために利用することとします。

使用料は社会実験時と同様のもの(参考資料⑤「堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書等」、⑥「堀川納屋橋地区河川区域使用要項等」参照)を想定しているが、平成 24 年 3 月末までに本協議会で決定した内容で実施すること。占用主体として、使用料の変更を希望する場合は、実行委員会に諮った上で、名古屋市(河川計画課)と協議し、自らの責任と費用負担により変更することができます。

(3) 業務委託契約

公募によって選定された公益法人には本協議会から、対象期間の都市・地域再生等占用主体として選考された旨の通知をします。また、運営主体事務局として行う、6. 業務内容に記載した業務について、別に名古屋市と業務委託契約を締結することとします。

この業務委託費の上限額は、平成 24 年度は 2,800,000 円(税込)とします。

ただし、平成 24 年度予算編成過程で額が変更になる場合があります。また、平成 25 年度及び平成 26 年度においても、予算の範囲内としますが概ね同程度を予定しており、契約は年度毎に締結することとします。

なお、前項に掲げた使用料収入はこの業務委託費には含まれません。

(4) 平成 24 年 4 月 1 日からの河川占用について

本協議会から対象期間の都市・地域再生等占用主体として選考された旨の通知を受けたのち、速やかに平成24年4月1日からの占用許可申請について、名古屋市(河川計画課及び河川管理課)と協議の上、必要書類を提出するものとします。

(5) 緊急時の連絡先

現地巡視や清掃管理業務等を行う中で、区域内の違法物件^{※1}や河川管理施設の損傷^{※2}等を発見した場合は、名古屋市(河川計画課)他、関係行政機関へ連絡して下さい。その他、河川増水等の緊急時には、オープンカフェ事業者、イベント使用者等へ適切に連絡が取れるようにして下さい。

※1：利用区域の違法物件については、名古屋市へ報告し、協力して除去するよう努めて下さい。

特に、オープンカフェ等の使用する際の相談において、違法物件に該当する場合は設置しないよう説明を行って下さい。

※2：施設の修繕は、名古屋市で行います。ただし、占用主体として公益法人の都合により設置した施設は除きます。

8. 公募の手続き

本協議会では、堀川納屋橋地区の河川敷地を活用し、公共の利益を追求しつつ賑わい創出と地域の魅力向上に取り組むことのできる団体の参画を求めている、公益法人もしくは公益法人申請中の法人のうち、過去に堀川に関するイベント運営に関わった団体に本公募への参加の要請を行うものとします。

(1) 参加資格要件

本公募に参加する者は、次に掲げる要件の①～⑤を満たしていることが必要です。

- ①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する公益法人であること、もしくは第 7 条に規定する公益認定の申請を行っている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ③施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは代理人として使用する者でないこと。
- ④公募書類の発送の日から事務局となる団体の決定までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤公募書類の発送の日から事務局となる団体の決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(2) 参加手続き等

①担当及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市緑政土木局河川計画課（市役所西庁舎 6 階）

電話：052-972-2891 F A X 番号：052-972-4193

電子メール：a2881@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

②募集要項等に対する質問

ア 質問方法

上記に示す場所へ、電子メールにて送信してください（様式自由）。

イ 受付期限

平成 24 年 1 月 10 日（火）

ウ 質問に対する回答

質問があった場合には、その質問者だけでなく、本公募への参加を要請した団体全てに対し、質問とそれに対する回答を電子メールにて送付します。ただし、公募への参加を辞退した者に対しては回答しません。

回答は、質問がある都度速やかに行うものとし、全ての質問に対して平成 24 年 1 月 12 日（木）までに回答する予定です。

③参加希望意向書類の提出

ア 必要な提出書類

「公募への参加について」（様式 1） 1 部

イ 受付期間

平成 23 年 12 月 27 日（火）まで

ウ 提出場所及び方法

名古屋市緑政土木局河川計画課まで持参または郵送してください。

エ 提出されない場合の取り扱い

参加希望意向書類が期限までに提出されないときは、公募への参加を辞退したものとみなします。

④応募書類の提出

ア 必要な提出書類

A 「企画提案書の提出について」（様式 2）

B 企画提案書（様式 3-1 から様式 3-3 及び様式 4。設問に回答する形で提出してください。なお、公正な審査のため、会社名が特定できるような表示や表現は行わないでください。）

C 企画提案書の内容を含めた業務についての見積書（総額のみ表記、様式自由）

上記の A から C までの書類を順に A 4 綴じで、正本（1 部）をホッチキスの 2 箇所留めとします。また、B を 8 部複製し、ホッチキス留めせずに同時に提出してください。

イ 受付期間

平成 24 年 1 月 13 日（金）から平成 24 年 1 月 19 日（木）まで

ウ 提出場所及び方法

名古屋市緑政土木局河川計画課まで持参してください。

（3）応募書類の作成上の注意

- ・ 応募書類の作成に係る経費については、提案者の負担とします。
- ・ 提出された応募書類は返却しません。
- ・ 提出された応募書類について、河川計画課職員より内容を確認することがあります。
- ・ 応募書類の提出後、河川計画課職員の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ・ 提出期限以降における応募書類の差し換え及び再提出については、特に河川計画課職員からの

指示がある場合を除いて認めません。

- ・応募書類に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者が提出した応募書類を無効とします。
- ・企画提案書は、本業務における取組み方法を求めるものであるため、できる限り具体的に記載するように努め、本業務において実施する予定のないものについては記載しないようにしてください。

（４）応募書類の取り扱い

- ・本公募に関する応募書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、本件において公表等が特に必要と認められる場合は、名古屋市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ・契約に至らなかった提案者の応募書類については、本件の公表以外には使用しませんが、応募書類の返却は行いません。
- ・提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うこととします。

（５）審査の手続き

応募書類の審査は、学識経験者２名、地元団体等４名、及び名古屋市職員２名の合計８名で構成する審査会において以下の通り審査を行います。

①日時

平成 24 年 1 月 25 日（水）（予定）

②審査方法

提出された応募書類の様式 3-1～様式 3-3 について、審査会において別に定める審査基準に従い書面審査を実施し、基準点に達した者の上位から 2 者を運営主体事務局となる団体と次点候補者として選定します。その後、納屋橋地区河川敷地利用調整協議会の議を経て、運営主体事務局となる団体と次点候補者を決定します。

なお、応募団体が 1 者または 2 者であった場合も同様に審査を行います。

③審査結果の通知

審査の結果については、平成 24 年 2 月中旬頃、書面にて個別に通知する。

④非選定の理由説明要求

- ・非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までに書面（様式自由：A4 版）により非選定理由について説明を求めることができます。
- ・書面は、河川計画課へ持参して提出してください（電話、FAX 及び電子メール等により説明を求めることはできません。）。
- ・河川計画課が書面を受領した日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に説明を求めた者に対し書面にて回答を行います。
- ・書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由説明要求は受け付けません。

(6) その他

- ・ 納屋橋地区でのこれまでの取り組みについては、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表しているので、必要に応じて参照してください。

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-4-4-0-0-0-0-0-0-0.html>)

- ・ 本公募に関し不誠実な行為を行った場合は、不誠実な行為を行った者が提出した応募書類を無効とします。
- ・ 最近の2年間において、本店所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税のいずれか1つでも、租税公課を滞納している者が提出した応募書類は、無効とします。

(別紙) 審査基準について

提出された企画提案書は、下表の基準に従って審査する。

項目	配点	審査基準	配点
地域団体との 協働について	30	地域団体の意見を集約する場として、実行委員会の運営に関する提案がなされているか。その内容は、地元団体の意見を取り入れて協働推進できるものであるか。	15
		地域団体と信頼を深め、堀川への関心を高める日常的な関係づくりについて述べられているか。その内容は、積極的かつ継続的なものであるか。	15
納屋橋地区のにぎわい・ 魅力向上策について	40	徴収した使用料の地元への還元方策に関する提案がなされているか。その内容は、有効かつ実現性があり、独自性があるものか。	20
		使用料の地域還元策以外の取り組みが提案されているか。その内容は、有効かつ具体的、独自性があるものか。	20
納屋橋地区の魅力発信と 事業のPRについて	30	堀川や納屋橋地区の魅力発信方策が提案されているか。その内容は、有効かつ実現性、独自性のあるものか。	15
		オープンカフェやイベント等の事業のPR方策が提案されているか。その内容は、有効かつ実現性のあるものか。	15
合計	100		100